

浦添市監査委員告示第2号
令和3年10月15日

浦添市監査委員 宮島達彦

浦添市監査委員 大城翼

監査の要求に係る監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、監査の要求に係る監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について、次のとおり公表する。

令和3年度 監査の要求に係る監査の結果報告書

第1 監査の要求

- 1 要求人 浦添市長 松本 哲治
- 3 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく長からの監査の要求に係る監査
- 4 要求事項
浦添市土地開発公社の事務の執行についての監査
 - (1) 令和2年2月に実施されたハワイ視察に関する事務
 - (2) 令和2年度に締結された「浦添コースタルリゾート・コンセプトプラン策定業務委託」に関する事務
 - (3) 平成30年度に締結された「浦添市西海岸開発計画推進検討業務委託」に関する事務

第2 監査の要求の受理

本件監査の要求は、地方自治法第199条第7項に規定する要件を備えているものと認め、これを令和3年7月21日受理した。

第3 監査の実施

1 監査の対象

浦添市土地開発公社に係る事務の執行についての監査

- (1) 令和2年2月に実施されたハワイ視察に関する事務
- (2) 令和2年度に締結された「浦添コースタルリゾート・コンセプトプラン策定業務委託」に関する事務
- (3) 平成30年度に締結された「浦添市西海岸開発計画推進検討業務委託」に関する事務

2 監査の期間

令和3年7月21日から同年10月14日まで

3 監査の実施内容

監査の要求のあった後、浦添市及び浦添市土地開発公社から提出された文書等を検分した。また、関係職員から弁明陳述書及び口頭による説明を受けた。

4 略称

- ・ 理事長 浦添市土地開発公社の理事長
- ・ 常務理事 浦添市土地開発公社の常務理事
- ・ 事務局長 浦添市土地開発公社の事務局長
- ・ 事業係長 浦添市土地開発公社の事業係長

5 提出資料等

- (1) 土地開発公社提出資料
 - ① リゾート先進地視察旅行命令の資料一式
 - ② 令和3年7月9日付け復命書（令和元年度 海外観光先進地（ハワイ）視察）
 - ③ 浦添コースタルリゾート・コンセプトプラン策定業務委託の資料一式
 - ④ 浦添市西海岸開発計画推進検討業務委託の資料一式
 - ⑤ 浦添市土地開発公社規程集
- (2) 総務部職員課提出資料（①から⑩まで浦添市土地開発公社から提出された資料写し）
 - ① 令和2年1月28日 旅行命令（理事長、事務局長、事業係長）
 - ② 令和2年1月23日 見積書（ご旅行代金内訳書）

- ③ 令和2年1月9日 日程表2019年度浦添市役所ハワイ視察（仮称）
 - ④ 令和元年度財務会計研修（旅費事務）
 - ⑤ 令和2年1月28日 支出負担行為兼支出伝票、振替伝票
 - ⑥ 令和2年1月29日 請求書
 - ⑦ 令和2年2月6日 領収証
 - ⑧ 令和2年3月10日 支出負担行為兼支出伝票、振替伝票
 - ⑨ 令和2年2月21日 ご旅行代金内訳書、通帳写し
 - ⑩ 令和2年3月10日 概算払精算書（理事長、事務局長、事業係長）
 - ⑪ 2020年2月に実施されたハワイ視察に関する事務処理の検証について
- (3) 総務部契約検査課提出資料（①から⑩まで浦添市土地開発公社から提出された資料写し）
- ① 令和2年4月17日 随意契約の執行について 浦添コースタルリゾート・コンセプトプラン検討業務
 - ② 令和2年4月17日 予定価格調書 浦添コースタルリゾート・コンセプトプラン検討業務
 - ③ 令和2年4月27日 見積徴取の結果及び契約の締結について 浦添コースタルリゾート・コンセプトプラン検討業務委託
 - ④ 令和2年9月30日 委託業務完了検収報告書 浦添コースタルリゾート・コンセプトプラン策定業務委託
 - ⑤ 令和2年11月2日 支出命令伝票 浦添コースタルリゾート・コンセプトプラン策定業務
 - ⑥ 平成30年9月13日 随意契約の執行について 平成30年度浦添西海岸開発計画推進検討業務委託
 - ⑦ 平成30年9月13日 予定価格調書 平成30年度浦添西海岸開発計画推進検討業務委託
 - ⑧ 平成30年9月25日 見積合わせ結果及び随意契約の締結について 平成30年度浦添西海岸開発計画推進検討業務委託
 - ⑨ 平成30年12月27日 委託業務完了検収報告書 平成30年度浦添西海岸開発計画推進検討業務委託
 - ⑩ 平成31年1月17日 支出命令伝票 平成30年度浦添西海岸開発計画推進検討業務委託
 - ⑪ 土地開発公社発注の委託業務に係る契約事務が適切だったかどうかの検証結果
- (4) 企画部企画課提出資料
平成23年5月23日付け浦企企第77号「西海岸開発第2ステージ（交流厚生用地）事業実施について（依頼）」写し
- (5) その他
浦添市議会6月定例会議事録（6月8日）

第4 監査の結果

本件の監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。

1 事実の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 法令等

① 浦添市土地開発公社就業規程（昭和61年）

第9条 職員の旅費に関しては、浦添市職員の旅費に関する条例（昭和53年条例第22号）を準用する。

② 浦添市土地開発公社の非常勤の役員の旅費規程（平成6年）

第2条 役員が公社の用務で旅行するときは、別表に定める旅費を支給する。

2 旅行の手続き、旅費の計算及び旅費の支給方法に関しては、浦添市職員の旅費に関する条例（昭和53年条例第22号）及び浦添市職員の旅費に関する条例施行規則（昭和54年規則第6号）を準用する。

③ 浦添市職員の旅費に関する条例

第21条 外国旅行については、国家公務員の外国旅行の旅費の種類及び支給の例に準じて、旅行命令権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。

第22条 [第1項省略]

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

④ 浦添市職員服務規程（昭和47年訓令第4号）

第16条 出張した職員は、帰庁後5日以内に復命書により復命しなければならない。ただし、軽易なものについては、口頭で復命することができる。

⑤ 浦添市土地開発公社会計規程（昭和63年）

第56条 契約の締結は、市の契約規則に準ずる。

⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 [省略]

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三から四まで [省略]

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

⑦ 浦添市契約規則（昭和55年規則第4号）

第6条 市と契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託をうけた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2カ年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)から(11)まで [省略]

(2) 令和2年2月に実施されたハワイ視察に関する事務

旅行命令は、令和2年1月28日に理事長で決裁した。理事長、事務局長及び事業係長の3人で、令和2年2月10日沖縄発、福岡経由でハワイ州ホノルルに到着し、視察を行い、同月14日ホノルル発関西経由で沖縄に到着した。

旅費として、理事長740,638円、事務局長738,638円、事業係長736,138円の合計2,215,414円を精算した。その2,215,414円のうち、A旅行社に2,158,730円を支払い、理事長、事務局長及び事業係長に日当56,684円を支払った。2,215,414円の支払額とは別に、事業係長が立替えた昼食代10,684円を旅費として事業係長に支払った。

(3) 令和2年度に締結された「浦添コースタルリゾート・コンセプトプラン策定業務委託」に関する事務

随意契約の執行伺の起案は、令和2年4月17日に理事長が決裁した。当該起案には地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約の理由と記載しているが、新たに令和3年8月23日付け「随意契約の執行にかかる文書の修正について」の起案により、同項を「第1項第2号」に修正する決裁を理事長が行った。よってこの委託業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約の理由によることとして監査を行った。

土地開発公社は、この委託業務を令和2年4月27日付け、B株式会社と22,000,000円（うち消費税及び地方消費税2,000,000円）で契約した。令和2年9月30日付け、この委託業務の報告書が土地開発公社に納品された。

(4) 平成30年度「浦添西海岸開発計画推進検討業務委託」に関する事務

随意契約の執行伺の起案は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約として、平成30年9月13日付けで常務理事が専決した。

土地開発公社は、この委託業務を平成30年9月27日付け、C株式会社と7,992,000円（うち消費税及び地方消費税592,000円）で契約した。平成30年12月27日付け、この委託業務の報告書が土地開発公社に納品された。

2 監査委員の判断

(1) 令和2年2月に実施されたハワイ視察に関する事務

① 航空賃、宿泊費、夕食代、昼食代、日当、ESTA申請料及び企画手数料は、旅費の支出科目としたことに問題はない。

しかし、次のイ宿泊費及び夕食代、ウ日当は、旅費として基準の額を超える支出となっている。世界水準の観光リゾート地の形成という視察の目的を達成するため、ホテルはスーパーリアクラスで、昼食も夕食も旅費の基準の額を超えることが必要であったため、今回の特別の事情を口頭で理事長に協議し、事前の旅行命令で決裁を得ていると土地開発公社は主張している。この場合、旅費条例第22条第2項の理事長の協議を経なければ可能であるが、同項を適用するときは、明確に規定されていないが、透明性を確保するため、特別の理由を記載した書面により理事長との協議の手続を行う必要があったと考える。

ア 航空賃

旅費条例第21条において、外国旅行は国家公務員の外国旅行の旅費の種類及び支給の例に準ずることとされている。航空賃は、職務の級に応じ現に支払った額を支給することとされており、精算の際に領収書の添付により実費で処理されていることから、土地開発公社の取扱いに問題はないと考える。

イ 宿泊費及び夕食代

宿泊料は、旅行中の宿泊費及び宿泊に伴う諸雑費を賄う旅費であり、職務の級に応じた定額となっている。宿泊料の定額の中には夕食代・朝食代も含むものとされている。

ハワイは甲地方に分類されるため、宿泊料の定額はそれぞれ理事長21,500円、事務局長18,800円、事務係長16,100円となる。土地開発公社の支出した1人1泊35,000円の宿泊料は基準の額を超え、また宿泊費とは別に夕食代1人3日分合計28,057円を別途支出していることでさらに基準の額を超えている。

ウ 日当

日当は定額を支給するもので、昼食代+雑費という考えの旅費の種類となっている。昼食を要しない場合は、日当の半額を支給することとなっている。また、日当は1日のうち日当定額の異なる目的地を旅行した場合には高い方の日当定額を支給することとされ、日付変更線を超える場合は「丙地方」の日当を支給することとされている。旅行命令の旅費算出基礎において、旅行日程期間中それぞれ日当を半額にして支給されている。当初の概算払を受ける際の見積書での昼食代が日当の半額を超えていることは、基準の額を超えた処理と考える。

2月13日の日当について昼食を要するため全日当にすべきところ半額にしたこと及び最終日の2月14日の日当について日付変更線を超える丙地方ではなく甲地方とした事務処理は、差し引きすると過少支給と考える。

i) 2月13日	支給済日当	適用すべき日当	
理事長	甲地方半日当3,500円	甲地方全日当7,000円	= -3,500円 (過少)
事務局長	甲地方半日当3,100円	甲地方全日当6,200円	= -3,100円 (過少)
事業係長	甲地方半日当2,600円	甲地方全日当5,200円	= -2,600円 (過少)

ii) 2月14日	支給済日当	適用すべき日当	
理事長	甲地方半日当3,500円	丙地方半日当2,550円	= 950円 (過大)
事務局長	甲地方半日当3,100円	丙地方半日当2,250円	= 850円 (過大)
事業係長	甲地方半日当2,600円	丙地方半日当1,900円	= 700円 (過大)

iii)適用すべき日当	2月13日日当	+ 2月14日日当	
理事長	-3,500円	+950円	= -2,550円 (過少支給)
事務局長	-3,100円	+850円	= -2,250円 (過少支給)
事業係長	-2,600円	+700円	= -1,900円 (過少支給)

- ② 旅費として支給された専用車費用、視察アポイント料、通訳料、訪問費用及びレター費用の支出科目は、役務費とすべきであると考え。これら役務費について旅費条例第22条第2項を適用し、口頭で理事長に協議し、決裁し、事務処理したことは不適切である。これらは、役務費として複数の見積りを徴すべきであったと考える。

額が大きい専用車費用の1日10時間の運転手付きデラックスバン140,000円+日本語ガイド55,000円については、土地開発公社は視察を遂行するため必要があり、旅行社の手配による妥当な額であると主張するが、資料が不足しており妥当な額か判断できない。

- ③ 旅行命令について

旅費条例第21条で、外国旅行の場合、国家公務員の外国旅行の支給の例に準じて、旅行命令権者が市長と協議して定める額を旅費として支給することとなっている。そのため、本市職員の場合においては、市長と協議して定める額として、職員課長を経て総務部長に合議することとなっている。土地開発公社の旅行命令を見ると、理事長まで決裁を受けているため、問題はないと考える。

- ④ 精算書について

精算書については、問題ないと考える。

- ⑤ 支出負担行為兼支出伝票、振替伝票

支出負担行為兼支出伝票、振替伝票には問題ないと考える。

しかし、振替伝票に添付されている旅行代金内訳書を確認すると、昼食代を「事業係長たてかえ」と記載されていることが読み取れる。立替払は会計規程第45条によりその事由を明記し、証拠書類を添えて請求できるが、書類で請求されていないのは不適切である。

⑥ 復命書について

浦添市職員服務規程第16条により「出張した職員は、帰庁後5日以内に復命書により復命しなければならない。」と規定されていることから復命書を提出していなかったことは不適切である。その後令和3年7月9日付け、理事長、事務局長及び事業係長から連名で復命書が提出された。

(2) 令和2年度に締結された「浦添コースタルリゾート・コンセプトプラン策定業務委託」に関する事務及び平成30年度に締結された「浦添市西海岸開発計画推進検討業務委託」に関する事務

両委託事業の執行伺において、業務委託の随意契約の理由を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」としているが、同号を適用するには採用するに足りる資料が不足しており不適切と考える。同号は、当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難な場合に適用できるとされている。根拠資料が不足している場合は、機会均等の理念と経済性を確保する観点から原則のとおり一般競争入札にすべきである。

また、公募による企画提案方式を採用するなどして、市にとって目的・内容に相応する相手方を選定し、選定した相手が目的を達成する上で妥当であり、市の利益につながると合理的に判断し、同条第1項第2号の随意契約理由とすることも検討すべきだったと考える。

複数の業者が履行可能なとき、今回の業務委託内容における当該業者との契約が市にとって有利であると認められる場合は、第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」の随意契約理由の適用も考慮すべきである。同号を適用する場合は金額の妥当性を図るため他業者の見積りが必要である。

両委託事業の契約伺における契約保証金の免除について、契約規則第6条第1項第3号を根拠としているが、同号を適用するには資料が不足しており妥当性が確認できない。根拠資料が不足している場合は、契約保証金の納付、履行保証保険締結等により契約保証を行うのが適切である。

成果物である報告書については、宛先、著作権、体裁等の不備を令和3年8月に訂正した「浦添コースタルリゾート・コンセプトプラン策定業務委託」報告書及び「浦添市西海岸開発計画推進検討業務委託」報告書に問題はみられなかった。

(3) 第3の2(1)、(2)及び(3)の事務執行の根拠について

平成23年5月23日付け浦企企第77号「西海岸開発第2ステージ（交流厚生用地）事業実施について（依頼）」を確認した。10年前の依頼文書が現在もそのまま適用されている。効率的な行政を行うために、内容について毎年度実施状況を確認の上、市から土地開発公社に適切な業務依頼をすることが必要と考える。

土地の利用計画の策定は、市の重要な施策となるものであるから、その重要性に鑑み、最終的に市が決定するという考え方よりも、準備段階から市が主体となって土地利用の計画業務を行うことを提案する。

土地開発公社に事業の執行を依頼する部署は、市の将来の土地の用地取得という重要な事業等であるので、細心の注意を払い、効率的かつ効果的な事業の執行管理に努められたい。

また、企画部企画課においては、基本施策の計画立案、各事業計画の調整、主要事業の進行管理、土地開発公社との連絡調整に関する事等が事務分掌とされていることから、土地開発公社に事業の執行を依頼する部署と土地開発公社との間の丁寧な連絡調整を望むものである。

3 監査の意見

ハワイ視察に関する事務手続は、旅費に該当しない項目について支出科目を誤り旅費として支出したことは不適切であった。専用車費用等の経費については、契約規則に基づき複数見積書を徴する必要がある。また、定額を超える旅費を支給していることについては、前述のとおり、口頭ではなく特別な事情を記した書面で理事長との協議を行う必要があった。

「浦添コースタルリゾート・コンセプトプラン策定業務委託」及び「浦添西海岸開発計画推進検討業務委託」については、随意契約に関する地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用する資料が不足しており不適切である。原則のとおり一般競争入札を実施するか、又は公募による企画提案方式を採用するなどして、選定した相手が目的を達成する上で妥当であり、市の利益につながると客観的、合理的に判断できるようにすべきであった。

今回の3件の事例から浦添市土地開発公社における財務に関する事務の内部統制、チェック機能等については、市長事務部局と比べてリスクが大きいと認められる。去る6月の議会で指摘されて3か月間、土地開発公社理事会が開催されず、内部で自らの監査も迅速に行われていない。独立した組織として疑問が残る。内部監査の強化に努められたい。再発防止策として、市長事務部局と同水準の法令遵守の事務の執行ができるように改善すべきである。

については、財務に関する事務のチェック体制について、内部統制の構築を行うこと又は市長事務部局と委託契約、協定等の締結を行うことを提言する。